

会社法の見直しに向けた論点の検討(5)

第1 株主総会の在り方に関連する見直し

株式会社の運営においては、その実質的な共同所有者ともいえるべき株主の意思を反映することが求められるが、それを適切に行いつつも、より合理化するための方策として、次の事項を検討することは考えられないであろうか。また、これらの事項のうち、他の事項と比較して、実現可能性が高いと考えられるものや優先して検討すべきであると考えられるものなどはあるか。さらに、そのほかに前記のような観点から検討すべき事項はあるか。

- ① 事前の議決権の行使によって株主総会の決議があったものとみなす制度の創設（会社法制研究会資料4・4ページ参照）
- ② 会社法第319条第1項の要件の見直し（会社法制研究会資料4・8ページ参照）
- ③ キャッシュ・アウトに関する制度の見直し（会社法制研究会資料4・9ページ参照）
- ④ 株主提案権の議決権数の要件の見直し（会社法制研究会資料3・7ページ参照）
- ⑤ 書面交付請求制度の見直し（会社法制研究会資料3・10ページ参照）

（補足説明）

1 株主総会の在り方に関連する見直しを検討することの意義

株主は、株式会社の実質的な共同所有者ともいえるべき存在であり、その意思を反映することは、株式会社の運営において必要不可欠である。もっとも、株式会社は、事業を行い、それによって得た利益を株主に分配することを目的とする法人であるから、株主に分配する原資となる利益を最大化することが求められる。そうすると、株主の意思を反映するための手続的な規制を必要以上に重くすることは、そのためにかかるコストによって株主に分配する原資となる利益を減少することにもなりかねず、かえって株主共同の利益を損なう可能性もあり得る。そこで、株式会社の運営に株主の意思を反映させることについて、それを適切に行いつつも、より合理化するということを検討することは考えられるであろうか。株主総会の在り方に関連する見直しとして前記①から⑤までの事項の検討を求める意見についても、このような観点から検討する余地があるのではないか。

2 具体的な方策

前記のような観点から株主総会の在り方に関連する見直しを検討すること

が許容されるとしても、その具体的な方策としては様々なものが考えられる。前記①から⑤までの事項は、その一例にすぎず、それ以外の方策も考えられるように思われる。また、前記①から⑤までの事項の全てを実現することは困難であろうし、また、相当でもないとの考え方もあるように思われる。さらに、前記のような観点からの検討としては採用し難いものもあるように思われる。

そこで、

- ・ 前記①から⑤までの事項について検討すること
- ・ それ以外に考えられる方策の有無
- ・ 実現可能性が高いと考えられるものや優先して検討すべきであると考えられるもの

などについて、どのように考えるか。

以上